

昭和三十一年五月二十六日招集

第二回市議會臨時會會議錄

昭和三十一年館山市議会第二回臨時会会議録

昭和三十一年五月二十六日招集

議長(石井潔君) 本日より出席議員数二十九名(こよみ)等

二回臨時会を開会いたします。

議長(石井潔君) 本臨時会、議案説明のため、田村市長

小虫助役、完戸総務課長、唐沢保険課長、吉田商工水産

課長、新井建設課長、高木農産統計課長、山谷秘書

課長、長谷川福祉事務所長、羽山厚生課長、黒瀬税務第

一課長、山口税務第二課長、伊藤戸籍課長、真田収入役

代理、鴉沢庶務課長、関監査委員、以上出席を求め

ましたので御報告いたします。

議長(石井潔君) ついで会議録署名人の決定を行います。

お諮りいたします。従来例に従いまして議長より

指名により、決定いたしますことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よって十三番議員鈴木孝君、二十六番議員田中祿郎君以上とおり決定いたします。

議長(石井潔君) ついで会期を決定を行ないます。本臨時会が会期につきまゝでは、会議規則を定めるところにより――

議長(石井潔君) 申し上げます。ただいま出席議員数三十三名、休憩前に引き続いて会議を開きます。議長(石井潔君) 先ほど協議会におきまゝで御意見伺いまゝの議席を変更をいたしたいと思ひます。

本日の議事に先立ちまして議席の変更を行いたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よつて会議規則第二條第一項の規定により、クジで議席を変更することに決定いたしました。クジ引き前にお諮りいたしますが、従来例によりますと、一番席は議長たるもう、三十六番席は監査委員たるもうの席となつておりますが、改めて十八番席を議會運営委員長席にいたりたいと思ひます。御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よつて一番席、十八番席、三十六番は以上とあり決定さしよつた。こゝより議長および監査委員および議會運営委

議長、議席を除いて各議員の議席変更のクジを行ないます。

なお、申し上げます。ただいま議場にお見えにならぬ議員の方のクジは隣席の方が代ってお引き下さるようお願いいたします。一番席の方より順次書記の持参するクジをお引き下さい。

議長（石井潔君）ただいまクジの結果を事務局長をして朗読いたさせます。

事務局長（高梨清一君）一番席 石井潔さん 二番 高橋さん 五番 福岡さん（順次全員報告する）三十六番 嶋田繁さん 以上でございます。

議長（石井潔君）以上となり、決定いたさかまいた。暫時休憩いたします。

議長(石井潔君)休憩前に引き続いて会議を開きます。
ただし、議案を配付いたさせます。

議長(石井潔君)議案の配布も小はございませんか。配布も
小はしと認めます。本日日程はお手許に配付う日程
表のとおりであります。日程第一報告第五号。報告
第六号。報告第七号。報告第八号一括上程いたします。
議会運営委員会意見をお求めましたところ。本日一日という
ことであります。お諮りいたします。会期を一日と定
めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よってさよう決定
いたします。こゝ宣告をもって会議規則第五条第二
項の通知に代えます。御了承願います。

議長(石井潔君) ― しばらく休憩いたします。

(書記朗読)

監査委員(関武夫君) 報告第五号について御説明申し上げます。
本年の三月二十七日に本市の場、糞、消毒所、火葬場、
水道等につきまゝ、事業運営の状況を監査いたしました。
まゝ、その結果について報告をいたします。

まず、と場につきまゝでは、ここに掲げましたように収支
差引きまゝで、二月末まで三十五万七千九百円余り、
字となっております。と場内の諸設備は毎年追々整
備さ小まゝで、大分清潔になりまゝ。ただ、汚水処理
と、糞物の貯溜槽、この施設が非常にまだ不完全で
ありまゝで、これは相当に予算を要することと思ひます。
でき小ば、この改善をさ小ることが望まゝいと感得た。

ございます。つぎに消毒所につきまゝては、建物そのものがもう古いので、消毒所そのものを消毒しなけばいけません。ないんじゃないかというような感ずるほどで、たが、とにかく、たが、ボイラー、消毒釜等も非常に古くなりまゝて、ことにボイラーは危険性があると思ひまゝて、厚生課長さんに早くこれを修理された方がよろしいということをお願いして、執行部の方でも、すでにそれを十分に自覚して、おりました。むしろ、修理よりも入れ替へたいという当局の希望で、ございませぬ。消毒釜も三十一年度において、修理をいたしたいということでもございませぬ。それから、火葬場につきまゝては、三十年の年度は、じめに重油の炉かまどを修理いたしまして、この方は、完全にございませぬが、ふだん重油の炉かまどを使つておりました。たが、いとき、たまたま薪の炉かまどを使用するわけでもございませぬが、この方、炉かまど、火入口、

とくに鉄のふたが曲っておりまして、それから熱がもれる。従って薪が余分にいるというふうなこともございまして、この方は至急修理されるよう希望いたします。なお、相当予算を必要とするわけですが、できれば、理的には、葬送者の待合室がほいと感じまして、そのように希望しておきまして、水道につきましては、旧海軍のあとを市が管理しておる中でございしますが、非常に清潔な感じがいたしまして、ただ水をろ過するに使用します砂を洗ってまた使うわけなんです。現在使うには、差支えありませんけれども、古い砂がたくさんうず高くつまいてありまして、賃金ともに予算を切り切つて、まあ、たうで、年度内には、洗うことができないんだという現場の説明でございまして、そういった予算について、こんご十分考慮していただいて

常に砂をきかいておいてほーいということを希望いた
たうでございませう。豊房水源地のモーターの件でござ
います。これも郡のものを借り受けて使っておるわけ
なんであります。あそこが使用水量は附近の民家一般
家庭二十三戸だと思いまーた。それと小学校へ使っておるわけ
なんでその程度の水の量からすれば、現在二十馬力はもった
いんで、五馬力でも十分でございませう。二十馬力の現在のモ
ーターを使っておりませう。基本料金——

電気
料等々五馬力にいた場合を比較しますと、一カ月の五千
円近い節約ができるということでございます。ただ
これは郡のものでありませう。市で勝手に切替える
わけには参りませぬ。いったん二十馬力をもしでき得れば
市が郡から払い下げを受けて、適当なときに他へ売って
その金で五馬力のモーターを買って使ったらどうかと、私は

ニウ感トたうてございます。このことが、できますれば、そ
 うした合理化が望まらうてございます。収入状況につきま
 して、詳細な数字は、この表によって御参照いただき
 たいと思います。以上で――――に關する監査の報

告を終り、まして、つぎに例月検査の報告に移ります。
 まず、報告第六号でござりますが、四月の十三日に実
 施いたしました昭和三十年四月の例月検査報告で
 ございます。――般會計におきまして、歳入一千百五十三
 万円余であります。この内訳は、市民税が二百万円、
 固定資産税が七百五十万円、たばこ消費税の二月分と
 して、百十二万二千十円、それから電氣ガス税が八十四万円
 等が主なるものでございます。税外収入が一千六十五
 万円余の内訳は、地方税交付税として五十万二千円、
 それから、臨時地方財政特別交付金として、三百八十三万

一千円、これが三十年年度。最後、受け入れてございまして、
 そのほかに使用料、手数料で百三十万円、国庫、支出金が
 二百六十万円、それから、寄付金、船形漁港、分として五十
 万円等が主なるものでございまして、市税の欠損額が
 二百八十二万四千円という数字になっておりますが、この三
 月中に——まーたは、二十二万七千三百三十三円でござ
 いまして、二十四年度分りもつてございまして、市税、収
 入未清額、五千百三十一万五千三百十九円は、正味、
 いわゆる滞納でございまして、歳出につきまーては二千
 十四万五千円余りうち、
 につま、まーて支
 出、といまして、まーては、土木費、二百五十万円、でございま
 して、このうち、
 八十万円、船形漁港、維持費
 二十万円、修築工事、
 負担金として、百万円等を
 納めております。教育費が四百六十万円でございまして

四中の校舎改築費として百九十八万三千円、支出したこと
にかります。歳入、歳出、差引きまゝで一千二百五十七万
二千五百九十一円、一時借入金より一千六百二十三万七千
七百八十七円は、千葉銀行から一千万円、因縁給組合から
残りの六百二十三万七千七百八十七円でございます。

現金保管高は三百六十六万四千五百九十六円でございます。
いまいた、つぎに特別会計に移りまして、公益質屋
でございますが収入が——一番右の一時借入金
でこの月に四十万円返済しております。これは県から
借入したものを返したわけでございます。貸付現在高——
二百十三万八千三百——五月、この内訳は船形が百二
十万二千五百七十円、富崎が四十三万五千八百十五円

次に国民健康保険でございますが、そのつぎが豊房

診療所と双方、この表によつて御了承いただきたいと思
います。以上で第六号を終りまして、第七号の報告
に移ります。

五月十三日が日曜でございまして、十四日に例月検査
を施行いたしました。まず、昭和三十年度の分でござい
ますが、歳入におきまして、市税の収入が五百六万三千
円、税外収入が六百三十三万。市税の内訳は市
民税が百七十万円、固定資産税が三百万円等が主な
るものでございします。税外歳入は、国庫支出金が三百六
十万円、それから寄付金として百五十六万九千円――
でございしますが、国鉄から三十五万円、それから、館山港の
分が二十万円入っております。なお、館山高校の商業
――分として六十五万九千円もこの期間に受け入
れられております。欠損額は、前月と同額であります。

て四月中にはふえておりません。市税、収入未済額

滞納額は四千七百四万二千九百八十円でございます。

一千四百四十一万

のは土木費、二

百十万円でありまして、船形漁港の修築、負担金が

五十万円、館山港の分が百万円、教育費が四百十万円

でありまして、そのうち四中の校舎の改築費が百五十

七万、歳入歳出差引きまして、一千五百五十

八万七千五百八十八円、一時借入金は前月と同額でありま

して、一千六百七十八万八千七百七十七円でございます。この期

間に昭和三十一年度 編入分として三万五千百六

十八円を記録して、おきまいたが、これは三十一年度

金に記入するべきものを千葉銀行の方で誤ま

って三十一年度へ編入してしまつたものでございます。

現金保管高が六十八万五千八百九十七円でございます。

つぎに公益貸付屋でございしますが、支出うところ、貸付前渡
金で ~~三~~ 三 七千二百二十九円とあります。

こは貸付前渡金を出納員に渡して処置しておるうで
ございしますが、年度末で出納員の手許にぞかだけ
金が余りまうたうで、こはを収入役の方に戻還したまうて
ございます。国民健康保険につきまうて歳入り保険
料の収入未済額七百二十五十一円。こは三十年度
の正味の未納額でございまうて歳出におきまうて三
百十七万六千円余出ておりますが、その前に歳入のその
他収入に二百万円余入っておりますが、こは大体が国
庫からの補助金でございます。歳出に移りまうて
は、とくに申し上げることはございませぬ。
つぎ、豊房診療所につきまうても、この表によつ
て御了承をいただきますと思ひます。

こゝで報告第七号を終りましてつぎに第八号でござい
ます。こゝも五月十四日に三十年度の分と同時に
三十一年度の分を実施したわけでございます。

年度はじめのことでありまして歳入・歳出も大きな
数字はございません。市税におきまして三百四十万円余
入っております。固定資産税が二百十万円余。それから
たばこ消費税が三月分として百二十八万六千八百十円入
っております。税外収入が一千三百万円余は、地方交付税
の第一回分が入ったのでございまして、その額が八百九十三
万七千円でございます。なお、千葉競輪が四月分と
して四十万円入っております。

その他、使用料、手数料が百万円、国庫支出金として
二百六十万円等が受け入れられております。

歳出につきましては、とくに申し上げることもございませ

で、歳入歳出差し引きまゝで九百三十五万五千五百四十円、黒字でございます。一時借入金はございません。

次に特別会計に移りまして、公益質屋の収入第一番右の一時借入金が三十五万、これは豊房農協から借り入れたものでございます。国民健康保険、豊房診療所につまましては、この表によって御了承いただきました。以上で監査報告の説明を終わります。

二十八番

昭和三十年の五月十四日の例月検査

報告 ———— ころ 税外歳入のうちです。 ————

三千三百円ばかりの予算と ————

それから賦課徴収額が一億八百万円 ———— となっておりますが、まだ賦課徴収すべき分があるというふうにあります。か、それからころ賦課徴収できているものと、現在賦課徴収されている額を予算額と比較してみると

相当な開きがあります。これは、なんによる未収入であり
りますか。

(約三百万円予算と) 調定

が してあるわけですが、

打お、あと詳細に調べて、つぎの議会にお答えいた
したいと思えますが、よろしくお願いいたします。

議長(石井潔君)他に御質疑ございませんか。

(報告第七号)特別会計の国民健康

保険につきまゝ、私見を申し上げておきたいと存じます。

特別会計国民健康保険の三十年の欠損は七百二万以

上となっておりますが、昨年私が議員に当選したとき

繰り越は、三百十八万余円と記憶しておりますが、倍以

上になっておりますが、これは、確か二月の市会るときに

私は 課長にお尋ね—たんですが、三百十四万
には合併するとき四十八万というので、すでに時効になっている
のを気付かずの—というお話でございまして、それが、それ
につきま—て時効になっている四十八万は、将来収入見
込めがあるのかというのを、お尋ねいたしまして、保
険課長は収入するという御答弁をされておったので
あります。

—から四ヶ月経ちました今日、おそらく、この時効になつて
いる四十八万は一銭の収入がないと私はみております。
—こういう時効に打って、収入見込みが打つというのは、できる
だけ、適当に—処分して—落すという

ことを私は

—打ぜたら、昨年、三百十八万の

繰越滞納に対して、本年は七百五十万というのになります
と、大分保険料が高い高いという不平不満をもって

いる今日、去年の倍も繰越滞納があるということになり
ますと、納税者の方へえらい影響をおよぼしてくるん
じやなかろうかと、かまうに私は思ううてあります。

かような関係から、時効になつて将来収入見込みない
というものは、速やかに——処分したらいいんじゃない
ろうかと私は思ううてあります。なお——時効に

なつた四十万と、いうことを——課長はおつて、たけい
ども、まだ、相当に時効になつた箇所があると思ひます。

繰越滞納は、少なくて、た方が、いいんじゃない
ないかと思つて、私見を申し上げます。なお報告七号で

現年度、う三百九十三万で、ちよつと、みま—たところは、納税
成績が、パーセントにかろうじて、なつて、いるようであり

ます、が、このことにつき、ま—ては、感謝いたします。

なぜならば、納税成績が、八五パーセント以上と、以前では、非常

な

違つて参ります。ーかもー

八五パーセ

ントになりまーた点につきまーては感謝いたします。

前回の監査報告のときに

土木事業に対する受益者負担額。そういうものはその後

どうように処理されておりますか。完全に未納金に打

つておりまーたものが仮に入りまーて処理できており

ますかどうか。もしまだ未処理の額があつたら

どの程度でどういふものがあるかという点をお尋ねしたいと思

います。それからわかわけ官庁の仕事とか役所の仕事と

いうものはほぼ同一でありますか、いろいろ監査する上

において、それに関する

通常半年に一回とか一年に一回細かい

監査をやる場合に

かかわらず相当大

きなエラーというものは出てくるんですが、監査しまして
そういうものが実際に館山市役所ではないものかどうか
もしあったとしても

報告する段階

ではないのか、そういう点についてそういうものはありません
か、どうか、という点を大尋ねたいと思います。最後にこれは

超勤問題であります。が現在市役所

超過勤務

そのものが支給方法がいまのままですと行かないのか

どうか、監査委員からみた立場として現在、支給方法を

改めなくてはならないというふうな考え方がありまいたら、

こういう監査報告の機会に適当にその実態を申し出て

いただいて、こんご改正の方法にもって行ったらいいんじゃない

ないか、というふうな考えをしておりますが、その点について

監査委員の考え方というものを伺いたい。以上であります。

() だいたいもう負担金の事についてお答えいたします。主に大きな地元の寄付金といたしましては船形港の修築工事と館山港の修築工事が主なるものであります。そのほか、道路維持修繕の地元寄付金あるいは——の寄付金というものでございますが、とくに大口の方を申し上げますと、館山港負担金は本年年度過年度と比べまして八十万円のところ、現在まで四十万円入っております。船形港の方は百二十七万八千円寄付をいたしたところ、現在まで百万円入っております。二十七万八千円が現在未納になっております。以上でございますが、船形——

納入していただくところ、あるいは館山港も

納入していただく。かように考えて徴収に努力いたしております。

なお総計いたしまするといふと、地元寄付金が三百五万円程度見込んでおりますが、現在ところ々々、その線に近づいております。現在入っておりますのは、三百九万円入っております。予定より余計入っております。以上でございます。

十一番 () 今うお答えにつきまして、館山港船形港の問題は、一応よくわかりましたんですが、それ以外に道路をつくったとか、あるいは下水を、そういう二万たり五万たり、あるいは七、八万というふうな、

未納金というものは、どうふうに考えておりますか。その点をお伺いしたいと思います。

() お答えいたします。これは工事施行

前に地元から三分の一寄付をいただきまゝで納入になってか
ら仕事をはじめておられますんで、現在うところは未納は
ございませぬ。以上でございます。

(第二点 第三点) につきまゝで、お答えい
たします。土木の契約、等について御質問でございま
すが、私どももいたしましても、この点につきまゝでは、
注意するやうでございしますが、何分にも、率直に申し上
げますと、
工事そのものや
いう

ことはいたしておりませぬやうで、
いたしまして、その点について、具体的に

ただ、
館山高校の最近の校舎の構造質問
題につきまゝで、問題はあつたわけなんです。これは、

よくつくってもらふ。その問題から、出発
したことでありますやうで、

第二点と一ま一では、

第三点の

現在の市の支給方法が決つてまいとは考えてお
りません。しかし、市の財政状態、また

予算の

膨張ということを考えますと、いろいろ感じさせらるゝで
あります。けれども、監査委員としてはこの問題を採り
上げて、市へこうしたらよからうという勧告をするという
ところまでは、まだ考えておりません。以上でございます。
十一番) ただいま、監査委員さん。

将来前渡金というものについて、市長さんの考え方、この問
題について、こんごどうしようにして、

をもつてお

りますか。それを伺いたいのでございます。そういうも

ろについては、一応労働基準法というけつきり、たも

が、そういうもの、適用を受けると、それが現在

市ややってゐることは正しくない。

いつまでもこのうら状態で行くという事は、中
央労働管理の面からみて法に定められたとおり
やっていけないというふうな点については、一考を要しなれば
ならないんじゃないかと考えてゐるんであります。その
点について、こんご市長さんはどうふうにお考えをもち
ておられますか。

市長(田村利男君) ただいまのところ超過勤務は一時間
三十月で三時間つづけて、また人に九十月二時間か一時
間半やった人は、言葉は悪いですが、まけてもらうという
方法をとっているわけでございますが、決してその方法は
いいというわけではございません。ただいま先刻来の赤
字賤政を解消するまでは、いかんともうがたいことであ
りますので、常に職組とも話し合ひを、まいて、一六

現在の方法でやっておりますが、いづれ一二年のうちには赤字解消のあかつきには労働基準法に示さかまするよう処置をとりたい。あるいはそれに近い処置をとりたいというわけでございしますが、あくまで市民の税金によつて市吏員は働いておりますので、普通の一般公務員とちつと違つうなところもありますので、市吏員には申しわけないことでありますけれども、がまんしていただいている。誠に申しわけないことになっております。

十一番() そうですねと、現在の条

例というものは、そのままで行くということになるわけなんです。支給条例には超過勤務

はつきりなつてゐるわけなんです。それは、目をつぶつて現在、支給条例を改正しなくて、現在のままで、目をつぶつて、財政が困難だから、それで進むんだと、こういう

考えですか。その点は、どうでしょうか。

市長(田村利男君) もっとこの問題を推し進めるといふんなら

決してこゝでいいというふうには、考えており

ません。またいろいろ

きておるわけでごございますが、もう一ぱうくこの状態を

やってみらいたいと希望

いたらい

ておるわけですから、給与条例もこのまま、違法ではある

けれども

もう一ぱうくあと

年二年この線をやって、いづれ赤字

(市長さんのお考えも、また)

考え方についても、超過勤務の点については、納得すると

いうわけには参りませんが、一応将来どうしても支

給条例というものを市ではつくつてある。それに対して

この矛盾した考え方という

もうを是正するという考え方に市長さんも立って
一二年といわず、急速に考えるような方法を考えて
いただきたいと思ひます。 われわれは一応労働者

の組織の中から選ばれてきておるんですが、君たちが
出ておつてなせ、労働基準法違反、支給条例違反の

ものを現行のまま認めておるかといわれたい場合に私たち
と一まゝでは一言半句もいえない立場にあるわけです。

そういう点からこの職組の人たちも、ただ市の財政が困
るからお前たちにこのシフ寄せを——がまんしろ
という——

ばかりでは非常に可憐な心だと思ひます。

仕事量の問題について現在各

吏員が超勤をやらなければいけないかどうか、そういうよ
うな仕事量の問題も——というものをよく考え

ていただいてなるべく早い時期にこの問題をすつきりした
形に解決してもらいたいと強く要望し、まして私の質問を
打ち切ります。

二十番

（収入未済額について、ちつとお伺いします）

が、館山市における税の滞納は、昭和二十五年の市民税
の——について——三十一年度の一期分が一月

の九日、二期分が三月の十五日と記憶しておりますが、

この二期分の税というものは、もはや、時効にかかっており、

これに対して、税務第二課長としては、どういう方法をとって

この始末をつけるか、何百万という数字にのぼっておるん

ですが、この点をちつとお伺いたいと思っております。

。税務第二課長（山口実君）お答え申し上げます。ただいま申

された鈴木議員さん、御釈は、市税放っておいて五カ

年間納めなかった場合、地方税法第十四条に規定に

そういう経緯にある現状でございまして、こんごまたむずかしい問題が生じましたら、わかれ逐一審査いたしまして万金う処置を講じたいと思ひます。

二十番

記憶しておるんですが、五カ年間

かかった場合は時効になる。その場合に地方事務所、あるいは税務署におかまゝでは要するに滞納を呼ぶ出さくう。その場合にきたものについて、支払いますという誓約書みたいなものをいれまして、それからその期間が五カ年という

館山市のやつて

おる。みると令書を発行して二十日間後

に督促をする。督促というものは一本一か

結局年数が五カ年と加わって行く。その間に差押えをいって、そういう手続きがほとんどたいとみ

たんですが、この場合はいま

民法ということをおっしゃったけれども、そういうふうな契約
束とか、

・税務二課長(山口実君)ただいま申さ小まいた差し押えおよぶ
仮差押えの件でございますが、それは税法および民法に
あるものでございます。民法の
のが、差し押え

の件でございます。——というのは、最後
はいわゆる税法の精神も民法の精神にも法律には
変りないものでございまして、一応本人が——延ばし
たと、現在館山市のように毎年催告書を出して本人
が経済力がないために延ばして、くわといわゆる本人が
滞納を承認している以上は時効発生する——
たうたことに民法では規定されております。以上でござ
います。

二十番

(そめに関連して伺いますが、この固定資産

税を ————— どうしても、そう固定資産税は

現在ウニウ ————— は一年間ウ

いうようぢ現状になつておつて、その場合に固定資産税、

そのもつが大きな ————— せかのために滞納

になつている。そういう場合に —————

その場合にどういうもつに対しては、どういう方法をとつて

・**・** 税務二課長(山口実君) だいたいその問題は非常にむずかし

い問題でございまして、我々日夜、その点に苦勞して

るうでございます。ただいまの件は、鈴木議員の申さ小

まーたのは、結果論でございまして、いわゆるその年に原

因は生じておると思ひまして、そういうこと、処分はわ

よわよわ徴収さへる以前にーかるべき方法でもって処理
されいわゆる法々示す通り一年猶予とかなんか
そういう方法でもって我々の方へ送っていただけは
こんご固定資産税の整備には税務二課とーては
誠に好都合のことと思います。

二十番

私はその問題ですが、そういう方法
は困る困ると泣いてくる人に対して

あんたやいうとや。

そういうものが

あるということになれば当然これは市民

議長(石井潔君) ほかに御質疑ございませぬか。

() 税務課長さんにお尋ねいたします。

合併以来 今日まで市税の滞納に対しては

一括郵送しないで一括出張所に
出張所

は事務をとる。なお
おるわけなんです。

非常に出張所は
にも苦勞しておるんですが、私

考えますのに、一件について十期^月の手数料をとって

おります。ことであるし、なお、これは

強制執行の手続上に支障をきたす場合があると思っ

たので、なお、そおばかりでなしに、この手数料と延滞料

入っておると思ひます。そう、いうことから

考えます。というところは郵送した方が大変有利であ

る出張所の苦勞がないじやなかろうか。かように考

えらる。であります。なお、三十一年度にもこの郵送

することになれば、これは総務課長さんの方にお伺い

ますが、こゝに必要な自転車は、
いた
きたいです。

自転車を配達していただきま
さん
ですが、その自転車たるや、
ボロボロ

問題にならぬ自転車でありま

自転車屋へ持っていかけても修理が利かぬと

自転車を持っていかぬ出張所があります。

○三十二番

滞納の金額ですが、四月末で四

千七百四十円となっております。こゝは、

一月末の滞納額五千百何円ばかりにして、そ

して

一体どうくらい滞納

お伺いしたいと思つて、こゝは

予算市会るときに市長の方から四千万円は

（お答え申し上げます）

額が約七百万円でございまして

は、一応

四月一日から

いっぺんに二百万円徴収計

画を樹てまゝです。すでに二月中に五百万とりまゝで、現在五月に入りまゝで七百万円目標を樹て徴収しているわけだ。ございまして五月に入りまゝでかう。

徴収に努めております。まだ

持来り見通しとして、は確約ができません。私の希望といつたまゝでは七百万円線は、え、遂げできると、こゝういふ。

自信もそろそろ出てきました。ーかしこは

確約はできませんですが、市長

さん、いわゆる

。十八番（議事進行上申し上げます。監査報告

事項は一応皆さん御質問が終ったように考えますんで
ここでーをいたします。

。議長（石井潔君）お諮りいたします。ただいま十八番議員

より一応ー休憩一たらどうかと

御意見が出ておりますが、打ち切つてよろしゅうござい
ますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（石井潔君）御異議ないものと認めます。日程第五

の報告案件につきまして、こゝをもって終りとします。
午前中の会議は以上で休憩といたします。午後は一
時三十分再開といたします。

議長(石井潔君) 午後の出席議員数三十三名。午前に引続き
会議を開きます。

議長(石井潔君) 日程第二議案第三十三号上程いたします。
(書記朗読)

() 議案第三十三号について御説明申し上げ
ます。こゝマスコトニ台のうち一は神余分団
に巡遣するものであります。あとう一は畑々自警団に
配布いたすものであります。神余分団は現在手押本
ンプがございしますが、こゝはきわめて旧式なものでご

ございまして、現在故障を生じております。一かし

この故障を修理いたしましても、応急修理という

程度でございまして、ただちにまた事故を起すんでは

ないかと、そういうふうな縣心念もございますので、この際

マスコットを購入してきわめて水利が不便な同地区の

火災予防に———たい、こういうふうな考え方で

ございます。畑の場合は、市街におけるところへき

すう地として、きわめて不便なところでございますが一昨

年———田の統合改善に際しまして、自警団に

たい、その条件としてマスコット一台買う。こういうことに

なっておりますので、この地区へ一台配布して火災上の

万金を期したい。こういうふうな考えであるのでござい

ます。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よって本案は
原案どおり決定さしました。

議長(石井潔君) 先いて日程第三議案第三十四号上程いた
します。

(書記朗読)

建設課長(新井重助君) 議案第三十四号について御説明
申し上げます。ただいま使用さしております貨物自動車
は一台でございます。補修用材料、その他運搬に
従来せしめておりますが、拡大に伴いまして、市民

皆さんに非常に御迷惑をかけるておるやうでありまして
今回貨物自動車を一台購入することにしたしたいと思います
います。ただいま使っておりますトヨタ自動車は非常
に具合がよくて、能率もよろしいやうでございます。同じ

トヨタ型を求めたい。それから中古車を買う関係上、
適当なる業者を教えていただきまうところ、ともかく
も販売会社よりトヨタ自動車を選びまして五十二年型
よりトヨタ四トニ積り五十四万円です。

これを購入いたしまして
資材の運搬を完全にいたしまして、皆さん御要望に
添いたいと思っております。

議長（石井潔君）本案に対して御質問ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ニナ番（鈴木市蔵君）土木課長に伺いますが、自動車購
入についてトヨタトヨタと館山市がトヨタばかり、変に
考えるけれども購入予算の見積りをどことどことどこを
とってその場合にいくらであったかというふうに御説明
して下さい。

建設課長(新井重助君) だいたい申し上げましたとおり、現在使っておりますトヨタが非常に具合がいいということは、砂利の運搬でございますが、現在川の中へ入って採取運搬しております。曰産その他自動車は砂利を積みまゝで始動時間、いわゆる登はんが鈍いというが、運転手の一般の語でございます。そういう意味合いからトヨタを選定いたしました。その他自動車会社から、見積りはとっておりません。

二十番(鈴木市蔵君) その他が会社から見積りをとっておられるというのに対しては、だいたいトヨタ会社から購入したというのとは、とくにわかぬわかれ。

この点は、どういふものですか。

建設課長(新井重助君) そういう意味でございますが、ともかくも中古車を求めるんでございまして、値段の安いものが、

いいというばかりには参りませんで、会社や信用をいたし
まいて今まで使っておりましたがトヨタが非常に能率が
よい、こういう意味合いでトヨタを選定した次でござります

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よって本案は原
案通り決定いたしました。

議長(石井潔君)日程第四議案第三十五号を上程いたします。
(書記朗読)

(本案は富崎分遣所開設に伴いま
て消防手六名を新採用いたしまして、消防署吏
員の定数を従来三十一名でありましたを三十七名
に変更するため改正条件でござります。

議長（石井潔君）本案に対して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井潔君）御異議なしと認めます。よって本案は
原案通り決定いたしました。

議長（石井潔君）つづいて日程第五議案第三十六号を上
程いたします。

（書記朗読）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井潔君）説明省略。本案を決定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井潔君）御異議なしと認めます。よって決定いた
します。

議長（石井潔君）つづいて日程第六議案第三十七号を上程

いたします。

(書記朗読)

。税務三課長(山口実君) 議案第三十七号について御説明申
し上げます。

本文の地方税法第三百二十一条は市市税条例四十二
条でございまして市民税の納期前の報償金の規定
でございまして。

三百六十五条は市条例の第七十条の固定資産税の納期
前の納付する人に対する報償の規定でございまして。

従来市といたしましては納期のこたいに税金を納付
した方について納付金額の百分の一かける奇数をもって
計算したその金額を後日報償金として納付者に支給
しておったのでございます。これを前途払いう方法に
変えるためには地方自治法の第一百五十三条の規定に

において議決を経なければいけないとそういうことになつてお
るんでございます。地方法自治法第五十三条というの
は、市で特別に必要な場合は、そういう前送払いでする
とき、議会が承認を経なければいけないと、そういうことにな
つておるのでございます。

こんご市税を前納した場合に報償金をたぐらにそこで
支給するためと、後日いわゆる今までう通信費、そういう
ものを節約するために地方自治法、第百五十三条の規
定によりまして、議会が承認を経る次でございませう。
二十八番）私は地方税法うたに持っておりませんが、
三百二十一条および三百六十五条、それから、市条例、そう
いうものを参考までに原文をさうまき読み上げていただ
きたい。

(書記朗読)

二十八番

（今読み上げた中に条例で決めている額という）ことがあつたんですが、

税務二課長（山口実君）納付税額が百分の一に奇数をかけた額でよけり。地方税法と同じに決めてございます。

八番

（第二課長に御説明願います。納税組合で表彰された問題についてちょっと私は質問したいと思ひますが、この間表彰された問題においてはじめて納税組合というものが表彰された組合が多々あると思ひますが、それについて

税務二課長（山口実君）お答之申し上げます。確か富崎で

は二組合表彰しました。

八番

・税務二課長(山口実君) もう一回質問の内容がわかりませんが、
八番()

・税務二課長(山口実君) ただいまちょっとわかりませんから、後日
調べておきます。

八番()

・税務二課長(山口実君) 後日よく調査してお答え申し上げます。
二十五番()

・議長(石井潔君) 御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(石井潔君)御異議ないものと認めます。よって本案は

原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君)つづいて日程第七議案第三十八号を上程
いたします。

(書記朗読)

保険課長(唐沢貞太郎君)議案第三十八号につきまいて御

説明申し上げます。お手許に差し上げてございます。

大きいプリントにつきまいて御説明申し上げます。

これはいずれも前年の実績に応じて算定されたも

うでございます。一番最初よりA療養給付費算定

説明一件当り単価十一月五十銭。これは全国甲と

乙に別れておりまして。当市は乙地区に該当します。

で、十一月五十銭。かけることより一件当りの点数。これ

は前年の実績、終点数を総件数で除したものでござい
ます。これは六十三点でございます。それから利用率は
月の利用率平均一三・八パーセントに十二カ月をかけまして
一六六パーセントでございます。この利用率は件数を人
員で割ったものでございす。すなわち一人平均一年に
一・六六回というわけでございます。これを　　します
と一人当りの費用額が一千二百三円というふうになる
でございます。この一千二百三円に四月一日現在、被保
険者数三万八千五百二十人をかけたものを

〇・五〇半分にいたしましたものが給付所要見込額二千三百
十六万九千七百八十円になるわけでございます。つぎ、横
に行きまして、この二千三百十六万九千七百八十円に助
産費所要見込額、前年の実績は四百七十二人でござ
います。これを五百円を剩したものですが、二十三万六

千円、葬祭費所要見込額、こども前年の実績で三百十五人、こ小に五百円かけまゝして十五万七千五百円、こ小を合計いたしまし、結果が二千三百五十六万三千二百八十円、こ小から一般会計繰入金を百万円控除しまして、その残りの二千二百五十六万三千二百八十円、こ小が基本保険料の假想額になるわけでございます。世帯平均にしますと二千七百三十円、被保険者平均にしまして五百八十六円になるわけでございます。なおBの説明につきまゝしては条例改正がそのあとでございまして、その結果の割り振りの料率の見込額等が出ておるわけでございます。以上で説明を終わります。

二番

(保険料の賦課総額が当初予算より)

二百五十万ばかり減っておりますが、従いまして、昨年より百分の四十五が百分の九十五にたつて四十減

おります。なお、資産割が昨年は百分々七・五が百分々十二
ですが、こゝは百分々四・五ふえておりますが、均等割平均
三十五月、平等割七十月と減っておりますが、一かし料率
は減っても、市まりの保入金は当初予算で百万であります
が、その後ふえておりますが、減っておりますか、ひとつ、そ
の点。

・保険課長(唐沢貞太郎君) 現在には当初予算が百万で、こゝ
算式を立つたのでございませう。

・二番) こゝは市長さんにお尋ねいたしますが、先
般私申し上げましたとおり、合併後、本当に税金が高
いということは、不平不満^をいっておりますが、館山市民が
特別に郡内、他、町村より、病気にかかると思われませ
んので、保険料はまったく、館山市は高いんであります。
余り市民が高い、高いといつて、ことに九重う、市民が高

い高いといつてゐるが、どぐらう高いかと思つて私は調査して見たわけなんです。そう税金が高い高い原因は要するに、市より繰入金の本当に少ない。当初予算では被保険者数が三万九千五百人に対して、百万でございまして、一人当り二十五円。干倉町を調査いたしましたところ、干倉町の被保険者数が一万七千三百人でありまして、三十年度はは二百万の計上、三十一年度は百万ふやして、三百万でありまして、被保険者一人に対して、百七十四円であります。館山市から思ひますという繰入金が百四十九円多いわけでございます。さらに丸山町を調査いたしましたところ、丸山町は被保険者数が八千二百人でありまして、三十年、三十一年とも、百万繰り入れてあります。被保険者一人について、百三円でございまして、さらに郡内で一番小さい南三原を調べましたところ、南三

原は人口が二千五百三十六人ございまして、これに対して十石繰り入れております。これは近く合併というので、ことしはとくに少ないそうでございますが、それにしたしましても一人当りが三十九月、館山市より十月高い、これは合併する当時、二十九年度は館山市は、三百万石繰り入れがあつて、昨年は当初予算で五十万でさらに百五十万繰り入れて二百万であります。ことしはさらに百万減らして百万ですが、こゝ繰り入れ金が少ないもので、当然保険料が上がるんであります。館山市が財政が困難であるということはわかわか承知しておりますが、せめても二十九年程度に三百万繰り入れても、まだ他の町村と比較すると、一人当り少ないわけです。三百万繰り入れても一人当りが七十五月、丸山町や千倉町に比べてまだまだ少ない。二十九年程度くらい、三百万くらい繰り入れでは、どうかと

私は思っております。　　そちらですれば――

さように考えるのであります。

御参考までに申し上げておきます。

市長（田村利男君）結論から申し上げます。　　去年も確かは

じめから多額な繰入金ではないと存じまして、最初は五十万と追加予算でふえたと記憶しておりますが、本市におきましても今年保険課長といろいろ相談の結果、まず百万でやる見込みがあるというわけで、このように算定したわけでございますが、あくまでドラテでもよろやしないという場合は考慮したいと思う次第でございます。

次に二番議員が、館山市が一番高いと申さるまいが、

私はちっと見解を異にしてゐるものでございまして、

今十七市のうちで健康保険を完全実施している

木更津と館山市だけでございます。従いまして千葉、
市川、船橋、銚子どころ地区をみましても国民保険と
いうものは完全施行しておりません。そういふわけでありまして
その各市と比べ較はちつとできません。それともうひとつ
各郡内の町村と比べ較でございますが、確かに館山市
は高いわけではございしますが、私が見解でございしますが、
館山市のように本當り健康保険、社会保険に入っている
会社、池貝とか、電気工場とかあるいは鉄道とか、各種
種り健康保険の加入者が大体数字はちつとわかり
ませんが、三、四十パーセントいるんと思ひかと思ひんです
が、そういう人たちはこの国民健康保険へほとんど加入
してない。結局館山市が五、六十パーセントの人だけが市
の繰入金によって利益を受ける。四十パーセントの勤労者
は百万繰り出すことの恩恵を極端にいえば受けたい。

ーカーながら村落・村におきまゝでは、

あるいは小学校より先生と敬言察りおまわりさんだけに
 極端にいえば、そういうふうな。あるいは、廻見工場に
 通勤している人も中にはあります。うけいども、市民・村民
 町民の大部分が国民保険に加入してある。だから町村の
 全体より税金を国民保険より導入しても、私は一向に差し
 支えない。館山市のうちに半分近い勤労所得者が国民保
 険の恩恵を受けない。ならびに家族が恩恵を受けないと
 いうところが、ふんだんに繰り入れ金を出すことは、ちよつとちやう
 ななめます。今やところ、百万円計上してあるわけでご
 います。あくまで健康保険が軽くなるようなことがあ
 ったら、また御相談申上げて健全な

こういうふうなわけでごいまして、右十七市のうち十五
 市はこの禪堂がいくら相談してもできまいというものは、

ワリ、そういうふうな大きな都市では困難性がいろいろ
複雑なものがあるかと思ひます。私見から、ちょっと申し
上げておきます。

二十二番)

・保険課長(唐沢貞太郎君)ただいまの御質問に對してお答
え申し上げます。まず、最初う御質問なんでございま
すが、前年調べた結果をみますと、その後う社保です
か、重複して入ってゐたものもあるし、転居するものも
あるし、実ははつきり申しますと、転入したものがつかめな
いで私の方、困つておりますんで、こんど市長さんにお願
いしまして、商工課の窓口とすぐ隣り合せてなるべく
転入をつかまえるというふうな手段にたつたうでございま

いわゆる転入の調査と非常に重複しておいた場合が確か
 にあると思われましますんで、そのものは調査の結果どんでん
 落ちております。それから滞納整理でございますが、
 これは単に保険料のみを集金するというふうにかを
 やらせないと考えております。組合結成もそうだし、保
 険の自覚ということも皆さんに促すこともそうだし、健
 康保険の仕事をもっとやり抜くこともそうであるといろ
 いろ総合計画のもとにやらなければ、この保険事業とい
 うものは達成できないと考えておりますので、着々そう
 下準備は進めておりますので、もう少しの間、ひとつ御
 手捧りのほどをお願い申し上げます。

○十一番（市長さん）にちよつとお尋ねいたしますが、これを

完全に実施してゐるが、県下で二市しかない。あと、
 十五市というものは、不完全実施か、それとも全然あつて

おりませんが、一応健康保険というものは法律によってやってお
るもんであります。そういうものを無視してやらぬとい
う。

特別の根拠があると思つては、不完
全実施というものはどうもな形になっておられますか。
その点について。

市長(田村利男君)以前千葉市におきましては、議会、相
議を受けてつくるということを決議したようになってお
りますが、その後実施してありません。市川市におきま
しては、一時市でなく組合り形で実施しました。たが、そ
れもほとんど灯が消えていき、市川、駅と江戸川橋の
中間くらいに

診療所という名のもとに、わずかに診療所
だけが組合長個人経営り形で国民保険という形はつ
ぶしてしまつておるわけですが、そのほか、銚子で
も計画しているようですが、なかなかうまく行かないよう

でございます。しかしながら、館山市近隣ほど国民保険が各町村完全実施している模範地区はないのでございまして、東金地区村あたりは全部もっていいわけなんです。すが、あの辺はもっとも成績が悪くて町村自体でさえももっていかつたところがあるわけでありまして、そのでさなかつた理由は医者への不協力のことをいう人もあります。まじょうし、町村当局者への不熱心とすることもあると思ひますが、私個人的に現段階におきまゝで、私個人への意見でございしますが、医者そのものはこの組合がなくてはむしろ生活して行けないう現状で、医者そのものは全面的にやなくとも館山市としては協力する体制をとっておりますが、まだ、よその地区ではそういうふうな気分になつていない地区があるやうでございします。なぜできないうかというのは、やはり大きないろいろなコンプレメントが総合した結果

しやないかと一概にはお答えできません。

・十一番

(なぜできないかという点についてはつきりた

統計が出ないんですが、こゝは保険課長にお尋ねするんですが、よその十五市でもって完全に実施してないところというところが、たまにまゝ市民に知れまゝで、よその市でもかまうこととをしておるんじゃないかとこういうふうな立場から高い保険料を賦課さかしている所得税が多い人たちが、こんごそういう態度でもって出てきた場合に市としてどうようにして、この人たちを説得するかという点に相当困難性があると思いますが、そういう場合において、こういうふうな態度をとって、そういうふうな人たちを納得させるかという点について、保険課の意見聞きたいと思います。

・保険課長(唐沢貞太郎君)現在まず啓蒙宣伝を起すことと、それから各自が被保険者であるということ

自覚を起こさせる方法とケなくとも保険料をただくら
 ねんだということとちやなくして報配といひますか。見直
 リ物資といひますか。そういうものをせひやらなければい
 けないと思つて現在少しずつですが、計画をしております
 ねお一ニ。そういう方がみえておりますねですが、係員を
 して説得させ、そして保険料を納付させておるような
 次第でございます。

十一番() 保険料の滞納者が多いといふことは

どういったようなものが根本的な原因となつておるんじやな
 いかと思つてますが、こんごにおいても、いわゆる市がどう
 いう形を打ち出している場合、非常に困難があると思いま
 すが、たまたま私たちに對して、こんごう問題をいろいろ
 聞いてくるんです。市民は絶対にこれをやらなければ法
 律に触れるのか、よそ市はどうかやつてらんだ。これは

法律だから、義務的にやらなくちゃいけないんだ。入らないわけには行かないんだというふうに一応説明しておるんですが、納得がいかないような顔をしてゐるわけですよ。例えば市長さんから果下り實際を聞いてみますと、完全実施は二市一かない。こういうような現状でこんごう保険料を徴収問題においては、非常に困難な見通しがあるんじゃないかと私は心配するやうであります。見返り物資といわれますが、どのような形でそういうものが打さかますかわかりませんが、すが、わいわいと一ましても、市民を納得させて法に従えというふうな實際のところは、

● その一点だけではなかなか納得してくれないのであります。

そういう点から十五市が金がないというところに大きな問題
点があるうかと思わんですが、こういう問題をこんご解決
してとにかく国の法律によって

いなければいけません。こういう立場に各市ともそろって健康
保険に入らなくちゃならないんだという線を出してもら
わなければ先へ行ったら館山市の保険組合というものは
崩れてしまうんじゃないかと私たちは考えておるわけであり
ます。そういう点について十分保険課長として考慮して
いただいて

一なければならぬというふうな
市民を納得させるだけの十分な資料を校正して当たって
もらうわけには私は困ると思ひまゝで、一応御注意申し

上げらるうであります。

二十八番(鳴貫社作君)お伺います。去年の一例をとって料金とことし料金とどういいう比較になるかといふことと、それからここに
あります。一件総点数利用率といふものも、基礎をどこに求めたか、それを数字的に去年の統計でおやりになつたといふが、黒板へ書いて説明して
もらいたいと思ひます。

保険課長(唐沢貞太郎君)これは比率でございますか。

二十八番(鳴貫社作君)こゝ一人当り需用額一千二百三月といふ
を出すまでう過程を説明してほしんですが、それから
ひとつ過程に例をとつて去年とことしと
比較をさしていただきたいと思ひます。

議長(石井潔君)議案第三十九号は議案

整理をいたします。関係上、これを保留いたしまして後日
回わしにいたしまして。日程を変えて、日程第十および第十一
と進みたいと思いますが御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 同様に日程を変更いたします。

議長(石井潔君) 日程第十議案第四十号を上程いたします。

(書記朗読)

() 議案第四十号について御説明申し上げます。
昭和三十九年度におきます。実質赤字額三千

百十萬ございまして、この三十九年度でできる限り解消
したいと考えまして、議会ならびに市民の各位の協力と
それから各関係の分野におきまして、五十萬の税収入
がもし七百十萬確保できるならば、大体館山市の赤字
として残りますものは一千六百四十八万月に縮小する見

込みが立ったつてございます。

歳入は五月三日現在で二億二千二百八十二万九千八百七十六円ございまして、歳出におきましては二億三千七百八十一万八百八十九円、ミラという結果にかりまして、差引きいたしますと一千四百九十八万一千十三円結局不足になるつてございます。しかし、なお、そのほかには支払未済額として予定さしてあります。もうが五百三十三万四千八百六十九円ございます。なお、五月三十一日までに収入見込みのものもが三百八十三万六千六円ございますので、差引き最終的の赤字といたしましては、もし、税金がこつとおり、行くならば、一千六百四十七万九千八百七十六円となる予定を立てておるつてございます。

しかしながら、歳入は歳出と異なりまして、往々にして予定より、収入さ小ない場合がございますので、当市におきましては、最善の方法として、歳入が最悪の場合を考へま

一、三十一年度より歳入より繰上流用額を一千八百五十円以内で御決議を願いたいと考えるのでございます。

そして、この間に歳入の確保にできる限り努めまして予定以上の実績をあげたいと考えておるわけでございます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。次でござい
います。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)本件に関して御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よって原案通り承認と決定いたしました。

議長(石井潔君)つづいて日程第十議案第四十一号を上程いたします。

(書記朗読)

(順序といたしまして歳出から御説明を

申し上げます。

更正によりまして賦

源を求めましたので

つぎは歳入について概略申し上げます。市税が今回より追加賦課といたしまして一千六百七十九万二千八百円を計上してございます。これは市民税の滞納繰越分と固定資産税の前年の分と滞納繰越分をそれぞれ小充てるものでございまして、五款の国庫支出金は先ほど歳出で御説明を申し上げます。館山さん橋の三十年度の災害復旧費、六十五万八千八百円に対する工事費と事務費に対する三分の二の補助金として計上いたしましたのでございまして、以上でございまして。

議長(石井潔君)の問い——議員より質疑打切りを動議

が出ま—たんですが、一応、この場で打切ることには御異議ござ
いませんか。

三十一番) この問題は非常に

この算定基準

市税に対しては計算の方法について、まだ疑義があると思
います。なお、現在健康保険料が非常に高いだんだん減
つて、るような状態にある現在、少しでも保険料を下げる
ことによつて

を、つておるんだということを示して行かなければならぬんじや
ないかと、——必要な段階にあります。

従つて私はこの問題についてはもう少し誰でも納得の
行くような算定基準のもとに——市民

一人一人にすく訴えてわかるような方法で

従つて保留にしていただいて将来再検討の上改めて出
していただきたいと思います。

() いただいま議案保留う御意見がござい
まいたが、実は早速賦課をしなればならぬ段階にな
つておりますので、できるだけ本会議において成立してい
ただきますようお願いいたします。

二十八番(鳴貫社作君) 早速賦課をしなればならぬとい
うことは事実かも知れませんが、

○二十一番()

相当質疑が行われましてなんですが、納得できません。

なお、助役より早速賦課—なればならぬ—ということで
ありますすが、それは賦課— — なればならぬ—ということも

わかっていますすが、ただいま二十八番議員の発言がありました

たとおりに

つぎにこゝをよく慎重に検討して
こゝ新しい方法でもって賦課すると
こゝこういう行き方が私は正しいんじゃないかとかまうに考え
ております。

三十一番

（先ほど申し上げましたのは結局私は

三十一年度の館山市の特別会計国民健康保険の予
算とにらめ合わせまして非常にこゝあたりの一般経費
と同じような移転的経費が含まれておるんじゃないか。
従ってこゝ予算はある程度減額をして追加更正をして
十分こちらへ貸すだけの余裕がある予算である。

こゝように考えますやうに

まだ決定

しておらない現在こゝをはっきりとこゝだと決めてこゝ

ことに疑義を持つもんであります。従つてこゝを
にらみ合わせて研究をしていただきたい。こゝに申し上げる
んであります。こゝの予算の中に非常にこゝはがまんて
きる経費じやないかというのが相当あるわけです。そゝい
つたものは削減して行けば

議長(石井潔君) 日程第ハク三十八号議案に対して質疑を続
行いたします。

三十一番() 昨年度の一戸世帯に対する

本年度の 割合はどの程度になつて
おりますか。

保険課長(唐沢貞太郎君) 答え申し上げます。こゝ大きいプリ

ントのBの料率見込みの說明額の中より所得割三十
 資産割三十というのは、これは条例改正するとき変更する予
 定でございますが、それが議決にわたったものと一応計算
 してございまして、その場合の計算は均等割を納
 める方であつて、固定資産を千円納める方であつて、五人家
 族の計算をしますと、千円の料率は合計二千三百四円にな
 ります。それから本年よりそれによつて割出したものゝ料
 率は一千九百四十三円になります。以上でございます。

三十一番

・市長(田村利男君)先ほどあるは申しましたが、その前々言
葉としまして、あくまで、この百石月程度の支出で、
いただきたいという方が、私の方、主義でございまして、
いかもこの二千二百石の予算が大体予算内で繰り出し
もそう大いに出さなくとも清むと見込みをつけらるわけで
ございまして、どうしても最悪の場合、運営不可能という
ような場合には、また考えるときもないわけではありませ
んけれども、ただいまのところ新しい財源というものが、非常
に切詰めてないわけでありまして、いくらいくら出せる
ということはこの中で、積極的に申し上げることはできませ
んが、健康保険をスナースに運営することに努めたいと
思います。

・三十一番

(もうひとつ三十一年度、健康保険の当

初予算について、ございしますが、これには相当移転的経

費と称すべき経費が相当あるように私思いますが、

問題とからみ合せてこの健康保険の平

算についても将来積極的に消費的経費を

避けるという方向に

意思があるをなし

市長(田村利男君)この問題もかなり

非常に健康保険 国民保険組合というものは昔から強固

な組織 郡協同連合会とか 県協同連合会とか

いう形でかなり強制的に割振された負担金 支出金という

ものが何十万円とあるようなわけでいざ小委員会や会議

でも持ち込んで冗費を省くというふうな線にこんご努力

して行きたいと思つた次第でございます。その他、保

険課内におきまする移転的費等につきましては、

課長をして十分注意させるつもりでございます。

十八番)

(本案に對しまゝに) 本案に對しまゝに、ただいま、運営委員会を
開きまゝに協議いたしまゝに、大體、この予算につきまゝ
ては、当初予算におきまゝに、本議会が承認をしておるので
ありまゝに、原案を承認いたします。ただし、鳴貫議員
さん、御意見に對しまゝに、健康保険課の運営の件につき
まゝに、内部調査のために、議会から特別監査を次
の議事に報告して、いただきたいと思います。

十九番)

(ただいま、運営委員長からの発言があり
まゝに) たんですが、私はこの議案を承認するかどうかとい
う点について、果たして、運営委員会に、そのような権限があ
らうか、どうかと、この点について、ちよつと、運営委員
の行過ぎではないかと、このように考えております。で、議事
の進行、運営についての、みづから御審議なら結構だと思いま
すが、議案の賛成とか、不賛成とかは、運営委員会

やるのは少し越権ではいかと考えるんですが、この点について運営委員長さんに改めて伺いたいと思います。

十八番)

(ただいま私が申し上げたことはもち

ろん伊勢議員が考えておられることと御意見は同じであります。私が申し上げたことがそういうふうにお慮きとり願えなかったところは私の不徳がいたすところであります。ただ議事進行上運営委員会としてはそのういうふうにしたいという希望をいつたりであります。

二十二番)

(今この問題に関連しておるんで私もちつと

御意見を申し上げたいと思ひます。先ほどこの問題がいろいろと

最後にはこゝを保留と

いうふうなところまで行くと議長はそれに対して休憩を宣してそらうて運営委員会に

かんらかーつくりと行かたいもすがあつた。事実あり

つたんです。そのときに保留という意見が出たときには保留でなくしてこゝをそのまゝ認めようという意見がどつちが出るわけなんです。出てはじめて最後には表決をやつても出てくるわけなんです。そうでなくしてどこまでも原案をそのまゝ通そうということが、なんか小さくしているように思えるんです。そういうことから、今、運営委員長が発表されたことに、私にはそういうふうにとめた。伊勢議員のいうのは、当然だと思ふ。先ほどもこゝは、昼食前ですが、やはり、そういうのがあった。議長さんも、運営委員会動きというものに対して、われわれが納得するようにならなければ、持子行つてもういたい。今までですっきりといて、ない点が多々ありますんで、とくに要望いたします。

二番（ ）本問題につきまゝ、相当に質疑があり
まゝなんですが、私は、こう、保険賦課総額が当初予算

で二千五百万円——ございます。本日提案されましたと
比較いたしますと、二百五十万——なお先ほど
申し上げましたとおり、料率におきましても、所得割が
昨年は百分り四十五であったが、本年は百分り九十七、資
産割におきましても、昨年は百分り七・五であったことが
ことは、百分

。五番(萩生田七郎君)ただいまより十八番議員の動議に対して賛成いたします。

すむわち、保険料の料率算定、基本的な賦課——
についてけすでに過般の当初予算において指摘された範
囲内においてむしろ、その下回る——なっております。

要するに、こうした基準内容によって賦課したという当局
の親切心によって、私は——さかたとかように解釈するの
であります。よって、私は原案に賛成するとともに、十八番
議員さんの討論打ち切りの動議に賛成するものであり
ます。

。二十二番()ただいま、萩生田議員から、十八番議
員に対して、先ほどの発言は動議かどうか、言葉の
い問違ひ——あはれは動議であつた。こういう花

言があつたやうです。あゆをそつとまゝ動議という
わけわけはなぜならば休憩中に運営委員会を開いて

それは動議というこ

とにはならない。萩生日議費員がいま申し上げた動議
に賛成といひます。その点はちよつと誤りのじやないかと思へう。

十一番) だいま十八番議員の発言が動議であ

りまするならば、その動議がどうやうな動議でありまするか
はつきりしません。もういっぺん動議がこつちやうな動議
であるといふことをはつきり前提として、動議をもういっぺ
ん提出していただきたいと思ひます。

十八番) 動議として、—— 本案に對しま

しては、予算面う問題は私に申し上げることは当初予算
で本会議によつて承認をしておることだから、これを認めな
いといふことと、それから、鳴貫議員と飯田議員の御要

望も勸業いたしまして、保険課の運営の件につきましては、本議会において特別監査を要求いたしまして、特別監査をしてもうらうというところで二点を動議として申し上げました。

。三十一番（ ） ただいまの動議の修正でございしますが、もし、この動議があったとすれば、望月議員の動議はなかつたと思えますが、どちらが優先してよろしゅうございしますか。

。二十五番（ ）

。議長（石井潔君） ただいま二十五番議員から休憩の要求があり、まーたりですが、休憩することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」「続行続行」と呼ぶ者あり）

議長(石井潔君) 繞行という御意見が多いようですから
繞行いたします。

議長(石井潔君) それでは先ほど三十一番議員望月議員から
本案保留の動議が出ていますと、さうに議長解釈いた
します。それ御賛成の方は……

三十一番 (結局望月議員の動議を採択する

わけですね。動議に対する私の意見です。本問題につい
てはただいま望月議員のいわれたとおり。過去の保険課
においていろいろな問題があったというのも相当ふんだん
な予算をとってこれ執行に當っておったが、ひとつの
原因ではなからうかと思ひます。将来こういった禍根を
絶つために新しく保険課が及省してそれ相当大英断

なるほど当初予算に二百五十万と
いう数字が承認されておるけれども本問題は別問題

であります。それと一緒によちや私はちっと問題があると思ひますが、ただ計数的な削減をまだはつきりと納得いたしませんし、望月議員の動議に私は賛成いたします。決してこの問題を一切葬ろうというんじやなくて、もう少し研究の手段を必要とします。こういう意味で動議に賛成いたします。

議長(石井潔君) 原案賛成の動議が出ておりますが、原案保留の動議の方を先に採決いたします。原案保留の動議に御賛成の方は御起立を願ひます。

(起立少数)

議長(石井潔君) 少数でございますので保留の動議は否決さ
しよまい。

議長(石井潔君) 改めて原案賛成の動議に対して起立採
決をお願いいたします。賛成の方御起立を願ひます。

(起立多数)

議長(石井潔君) 起立多数、原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君) なお、保険課の事務監査につきまいて、動議が出ておりますんですが、特別監査請求の動議に御賛成の方は御起立を願います。

(起立多数)

議長(石井潔君) 起立多数により特別監査請求することにより決定いたしました。

議長(石井潔君) 日程第八を上程いたします。前に先ほど御請求の監査報告のうち、嶋貫議員から質問が出ておりますので、関監査委員から御報告願います。

監査委員(関武夫君) 御報告いたします。前にひと言申し上げておきます。ただいま、保険課の監査につきまいて、議

会の御請求がございまして、私どもでできるだけ

誠意と熱意をもってわかわり能カクおよぶ限りの最善を
尽くして監査に当りたいと思ひます。どうか議会より皆さんに
おかれましても、お気づきの点等よろしく御指導、御べん達
をたまわりたいと思ひます。午前中、御質問に対する
お答えを申し上げます。四月末におきます、税外歳入予
算と調定、差額の内容はどうかという点でございます。
予算は一億三千三百万円、調定が一億一千万円、その差が
約二千五百万円でございます。その内訳は、市債がもつとも
多うございまして一千十百万、国庫支出金が七百四十三万
円、果支出金が百九十二万円、寄付金が百五百万円、繰越
金が三百十二万円、こゝらが主な数字でございます。こゝろ
合計が二千三百六十二万円であります。その他が少額のも
もの、累計したものでございしますが、なおこの内訳のま
なものでございますが、市債が一千万円は教育債が

一番多うございまして、六百五十万円。こゝは館山小学校
 が百五十万円、第二中学が四百五十万円、第三中
 学が百五十万円。それから土木債におきまして、百五十
 万円。こゝは都市計画事業債がこゝでございまして、
 つぎに消防債が五十万円、こゝは防火水槽の
 に対するものでございまして、

社会および労働施設債において五十万円、こゝは失業
 対策事業債でございまして、産業経済債が百十
 万円。こゝは船形漁港修築負担金に對してでございま
 す。以上、市債の合計が一千十万円でございます。

国庫支出金につきましては、生活保護費の負担金が
 百六十四万円、災害土木費の補助金、負担金が七十三万
 円、消防施設
 の負担金が五十万円、都市計

画補助金が三十四万円、産業経済費の補助金が八十六万円

文教施設費の補助金が二百七十九万円、（き）地学校の補助金が三十九万円等でございます。 果夫虫金が百九十二万円

の内訳は医療保護費負担金が二十六万円、伝染病予

防補助金が三十二万円、結核予防費補助金が三十六万

円、農林費の補助金が三十九万円、道路橋梁費補助金

が四十万円、統計調査職員が十五万円等でございます。

寄付金の百五十万円は土木費の寄付金が四十一万円、

教育費の寄付金が二十七万円、市勸業要覧費の寄付

金が三十五万円でございます。 繰越金が三百十二万円ご

ざいます。これは二十九年度と三十年度にかけて北条小

学校と富崎小学校の — 三十年度には繰り越

された分に対する財源として三百十二万円 予算

に計上されたわけでございます。 別に現金の繰り越し

はございませぬために調定は全然行われておりませぬ

以上は千円以下切り捨て、万単位でござります。
よろしく。

十九番一

先ほど

になりました

議会としての監査請求がありまして多数の議員の方
がそれに同意された次第であります。私はこゝろ
一ぺん事務当局に伺いたいと思ひます。監査委員から

前述の監査報告において先ほどすでに

特別会計の監査も

こんど改めて監

査委員に

どういふ方面を監査す

るうかちよつとわからんのでありますがお伺いしたいと思
ひます。

もうひとつは本日議題になったのは主として保険料が安
いという声は市民に多いから、なんとかしてもう少し保険
料を安くする方法はないということ、主として

それはひとつの方法である。そして監査委員う
その点ひとつはつきりと御

説明願いたいと思ひます。

事務局長(高梨清一君)こゝは地方自治法第九十八条の第二項によりまして議会は監査委員に對して当該地方公共団体の事務に關して監査を求めることができるといふ規定から保險課の一般事務監査を要求したものと……例月検査は出納の例月検査でありまして事務監査に特別に議会在議決した場合に監査委員が(「わがりました」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)つづいて日程第八議案第三十九号を上程いたします。

(書記朗読)

(議案第三十九号につきまゝ御説明)

申し上げます。お手許にお配りしてございます。新
 対照表によつて御説明申し上げます。その前につけ
 加えますが、傍線が引いてあります。左側が削除する分
 でございます。傍線が右側が新たにそう入する分でござい
 ます。第五條から御説明申し上げます。本会計は昨
 年の十月、果つて医療監査による改定條文が多少ある
 らでございします。第五條は、一号二号三号四号五号六
 号七号ともに各條項の被保険者と被扶養者が一緒
 になつてゐるものを被保険者は、被保険者、被扶養者は
 被扶養者に別々に改めまゝた字句の改正に止まつて
 ございします。例えば第一号より削除する方が
 健康保険および船員保険の被保険者ならびに被扶養
 者とありますのを健康保険の被保険者および船員
 保険の被保険者として改めであるのでございします。

なお、被扶養者につきまゝでは、第五条ウ七号へと全部
持つてきてあるうてございませう。

なお、第五条ウ五号ウうち、医療従事者または、その
にあるもの以下は消してございませうが、法文ウ解釈上多
少、漠然としておるうて、これは消した方がよかろうという
うで消したうてございませう。以下第八号にございませう
その他、特別の理由により療養の給付ウ必要がないも
と認められたもの、これも同様削除したうてございませう。
つぎは、第六条に移りますが、第一行目ウこの条例公布
の日とありますウを資格を取得した以上、というふう
に改めたりてございませう。これは、条例公布の日というウは
昔ウ条例にあったものでありますウて、これを改定した
のでございませう。つぎに、第三行目ウその属する世帯に
というウを、その世帯に属するというふうに変更たりてござ

います。なお、この第二項の新たに被保険者となつたもの
 とあります。これを削除した理由は、これは第六条の
 本文で二項、三項は、第六条の本文で救済されてお
 るために、この二項、三項を削つたのでございます。

第七条につきましては第七条および第八条につきまして
 は、被保険者の資格の取得および喪失についての届
 出の規定を整備したのでございます。第九条に移り
 まして、改訂条文はいわゆるみなし世帯の取扱いに
 つきまして、これを規定したのでございます。

みなし世帯と申し上げますのは、世帯主が普通の共済
 組合なり、保険に入っておりまして、その家族でもって、その
 被扶養者とたらないものは、その共済組合等に入っており
 ます。世帯主をその世帯主とみなすと、国民健康保険
 の世帯主とみなすというふうなみなし世帯の改訂で

— ございませう。第十條につきましましては、これは、單に第七條お
よび前條とありますのき、第八條というふうには直したうでござ
います。第十三條中、診療所、病院というのは、これは
單に市の診療所というふうにして改訂したうでございま
す。第十四條のただし書につきましましては、住民の福祉のた
めにこゝろ—— を設けることは、かんばしくないと
いうので、—— これを超えることはできないというのを
削除してしまつたうでございませう。第十五條、一行、診療
所、病院は同じく、市の診療所に改めたうでございませう。
第十六條、改訂につきましましては、これは療養費の方法で
ございませうが、療養—— するといふ

ことを改めまして、療養費の—— 国民健康法におよ
び、船員保険法の規定により、療養に要する費用の額
の算定方法の別表、診療報酬点数表—— および賦

課診療点数表、算定額から十七条の規定により、分担金を考慮——できないうふうに

改めたうでございます。なお第二項の柔道整復師の

療養を受けたものというは第十五条の一行目から

二行目にかけてまして、その他のもうの手当を受けたとき

はという中に含まれておりますので、こゝは重複になり

ますので、こゝは削除したうでございます。

第十七条の二行目の診療所、病院は同じく市営診療所

にというふうに訂正したうでございます。第十七条の二の

四項の削除する分につきましては第二十二条と重複して

おりますので、こゝは削除したうでございます。次に

第十八条の助産費の欄につきましては、従前は一分相当

り五百円とするというふうに書いてありまして、誰に支給す

るかかわりませんという条件が書いてございまして、こゝを

世帯主に支給するというふうに変更したのでございます。

第三十条の五項はいままで診療所を設置と書いてお
りませんので、これをさらにここに入れたらうてござい
ます。

つぎは第二十四条のただし書の、そう入でござい
ますが、賦課制限をここにそう入したのでござい
ます。

賦課額は一百万とするというふうには、賦課総額
の最高を抑えたのでござい
ます。

つぎに第二十六条の一項と二項の所得割の賦課基準割合は、保険料総額
の百分の三十と四十とあり、またうは、三十としま
して、資産割の百分の十とあります。
を百分の二十といたうでござい
ます。

これは従来は四十と十というふうになつてお
り、またんで、すけれども、これは、市民税を課税標準に
している関係上、均等割が多少重複課税的
なふうになりますので、こ
うを併け、またうでござい
ます。

つぎは、第三十

ますので世帯主の所得割は全然みないというふうにして
削る分でございます。世帯主の均等割と世帯主の所
得割は全部入小町の加算一たいという意味の条文でこ
ごいます。なお資産割につきましても従来は――

――二かう一だけは考慮したうでございすが、こは
一応全部資産割のきは課税対象にするというふう
改めたうでございすが、第三十條の――につきま

しては従前は雇人がいる場合は雇人が倍額支払って
おつたうでございすが、雇人だからといって倍額支払う
というのは非常に不合理なためにこの条文を削除して
しまいまして雇人も同じような平等の取扱いにという
ふう改めたうでございすが、第三十二條の第一行目の
目について四銭とあるを三銭に改めまいたうは税に準拠
したうでございすが、同じく二行目の延帯金額

が十月末満である場合ということもやはり税にならつて
ここにそう入らうと云ふてございます。つきは第三十七条の一行目
と二行目にあります。一時借入金ということにつきまゝでは、
この条例では、当然現規定できたいと云ふてございまして、これは
別な——条例で議決をみなければならぬので、これは
入れませんので削除したうてございます。なお二行目の二項
の当該関係年払いに返還は返還しなくてはならぬと強
制的な処置をとつたうてございます。以上簡單でござい
ますが説明を終わります。

十一番(一) 一応説明を伺つたんですが結局、わか

わい条例を審議する上に元の条例がどうしようになつてゐるか
という点がわかりません。これはだ不便ですが、事務局
にお願いするんですが、従来の税金の徴収条例、それはいた
だいてあります。そのほかに——条例——

カリ版刷りでも結構でございますが、そういうものを配布していただければ、こんご審議して行く上に非常にヨリいんです。そして、また訂正があつた場合は、条例を――

条例を改正したということだけを訂正して行けば結構な、と思ひます。カリ版刷りでも構ひませんが、条例を全部議員に配布することは、事實上困難であるかどうか、もし困難でなかつたら、あつていただきたいという要求を出します。秘書課長(山谷潤祖君) たいはいま、御質問う、市条例規類集は、六月の下旬ころにでき上がる予定であります。今盛んに編集集中であります。

二十二番) ちよつとお尋ねします。第九条の被保険者として、資格のない世帯主、この中に、具体的にわかり易く申しますと、健康保険の組合員である、その子供が被扶養者でも健康保険として、被扶養の資格がない。

こゝろの場合に国民健康保険に入る。そゝろいうことですね。そゝろ賦課する場合にそゝろ世帯主はお父さんならお父さんのすべての収入、そゝろいうもゝろ税を基準にしてそゝろ一人だけにかけて行くこゝろいうことなんですか。

○保険課長(唐沢貞太郎君) 従来はそゝろいう場合はそゝろ世帯主の所得がたとえは子供さんが一人おりましてそゝろ世帯主とおりまゝた場合はそゝろ所得の二分の一だけを賦課しておったんでございます。ところがこゝろ条例改正によりましてそゝろ所得は全然やわいんだというふうに変更したのでございます。こゝろはこゝろに残ったものは控除するといふ意味でございます。

第十四番

(第十四条)

——とこゝろことはいつまででもいいといふことですか
(「そゝろでございます」と呼ぶ者あり) そゝろから雇人

世帯主に課する保険料

この雇人ですが、

雇人といひま

すか。

・保険課長(唐沢貞太郎君) 例えば洋服屋さん。そこに住込みの
仕立人なんかそういう場合にたります。

・議長(石井潔君) 他に御質疑ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は
原案通り決定いたしました。

・議長(石井潔君) 本日の臨時会はこの小をもつて閉会いたしま
す。長時間にわたつてご苦労さまでした。

食山寸譜

